

安全データシート (SDS)

作成 2006年11月6日
最終改訂 2024年4月17日

1.【化学物質等及び会社情報】

製品

製品の名称 30seconds アウトドア・クリーナー 2L・5L・Pro
(英名: 30seconds outdoor cleaner 2L・5L・Hose End)

供給者情報

製造者 30 Seconds Ltd (ニュージーランド)

輸入者 アルタン株式会社

住所 東京都大田区東糞谷3-11-10

マーケティング室 開発企画課

電話番号 03-3743-5705

FAX番号 03-3743-5706

緊急連絡先 同上

2.【危険有害性の要約】

GHS分類

健康に対する有害性

皮膚腐食性・刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分1

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期(急性) 区分2

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、
上記以外の項目は、現時点で「分類できない」又は「区分に該当しない」である。

絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険

危険有害性情報

皮膚刺激

重篤な眼の損傷

水生生物に毒性

注意書き 【一般的注意書き】

医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。

子供の手の届かないところに置くこと。

使用前にラベルをよく読むこと。

使用前に安全データシートをよく読むこと。

【安全対策】

取扱い後は手をよく洗うこと。

環境への放出を避けること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【救急処置】

医師の診断が必要になった場合は、製品の容器とラベルを持参すること。

ただちに医師に連絡すること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

漏出物を回収すること。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて

容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

皮膚刺激が生じた場合

医師の診断・手当てを受けること。

【廃棄】

内容物や容器は、都道府県または市町村の明示する規則に従って廃棄すること。

3.【組成・成分情報】

単一製品・混合物の区別 混合物
成分及び含有量

化学名	含有量(wt%)	CAS No.
次亜塩素酸ナトリウム	非公開	7681-52-9
炭酸ナトリウム	非公開	497-19-8
界面活性剤	非公開	非公開
腐食防止剤	非公開	非公開

4.【応急処置】

推奨救急設備 流水を容易に使用できること、洗眼装置、シャワー、手洗い設備

目に入った場合 直ちに流水で15分以上洗い流す。コンタクトレンズは外す。
その後、必要に応じて医師の処置を受ける。

皮膚に付着した場合 皮膚を水洗いする。汚染された衣服は脱ぎ、再使用する前に選択をする。
必要に応じて医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合 意識不明、またはその兆候がある場合は何も飲ませないこと。
必要に応じて医師の診断を受けるか、中毒情報センターに連絡すること。

吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移動する。呼吸が困難な場合は医師の診断を受ける。

5.【火災時の措置】

消火方法 火元への燃焼源を断ち、容器を安全な場所に移動する。
移動不可能な場合は容器に注水して冷却する。

消火剤 ドライケミカル、泡、霧消化剤、放水

特有の危険有害性 燃焼による熱分解によって、有毒な蒸気またはガスを発生することがある。
消火を行なう者の保護 消火作業では、適切な保護具(手袋、メガネ、マスク等)を着用する。

6.【漏出時の措置】

保護具及び緊急時措置 保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴、保護衣、保護マスクなどの保護具を着用する。
保護具はいずれも不浸透性のものを使用する。

環境に対する注意事項 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。
雨水溝、河川、海上などに排出されないように注意する。
もし発生した場合は直ちに自治体の関係機関に連絡する。

除去方法
少量の場合 土砂などに含ませて除去する。
大量の場合 土砂やその他の不活性材料の吸収剤に浸み込ませて除去する。
ポロは発火や環境への影響の可能性があるので、吸収剤には向かない。
リサイクルまたはサルベージのためにラベルをつけられた容器に集めて回収する。
可能であれば容器をリサイクルする。
回収した液は地域の法令に従って廃棄する。

7.【取り扱い及び保管上の注意】

取扱い 注意事項 蒸気やミストなどの吸入を避ける。
環境への流出を避ける。
使用前にラベルをよく読むこと。
取扱い後はよく洗うこと。
適切な不浸透性の保護具を着用すること。

保管 適切な保管条件 子供の手の届かないところに保管する。
光源を避け流出や漏洩に注意する。

8.【暴露防止及び保護措置】

設備対策 局所排気装置

保護具 手の保護具 保護手袋
眼の保護具 保護メガネ
皮膚及び身体の保護具 保護衣、ゴム長靴
※ 保護具はいずれも不浸透性のものを使用する。

9.【物理的及び化学的性質】

状態	液体
----	----

色調	淡黄色
比重	1
溶媒に対する溶解性	水に溶解する
引火点	なし(不燃物)
臭い	特異臭あり(塩素臭)

10.【安定性及び反応性】

化学的安定性	通常の保管状態で安定
避けるべき条件	交差汚染を避けて保管すること。
混触危険物質	強力な酸化剤、および酸
危険有害な分解生成物	燃焼によって毒性のある蒸気やガスが発生する。

11.【有害性情報】

製品としての毒性データが存在しないため、原料の毒性からの推定、または計算による値を記載する。 また、以下に記載のない項目については有用な情報は存在しない。	
急性毒性	経口 急性毒性推定値(ATE) > 5000mg/kg 吸入 次亜塩素酸ナトリウムのミストの吸入は、肺浮腫を引き起こすことがある。肺浮腫の症状はしばしば、吸入から2～3時間経過するまで顕在化しない。そのため、ミストの吸入があった際は安静と医学的な観察が不可欠である。
皮膚腐食性/刺激性	一部の原料に、高濃度の状態では皮膚腐食性に分類される物質が含まれるため、皮膚刺激性とした。
眼に対する重篤な損傷/刺激性	次亜塩素酸ナトリウムは濃度3%以上において眼腐食性を持つため、本製品についても眼腐食性とした。

12.【環境影響情報】

製品としてのデータは存在しない。	
水生環境有害性	原料から計算によって算出された製品のEC ₅₀ 値は1mg/Lから10mg/Lの間である。
生体蓄積性	生体内で速やかに分解される。

13.【廃棄上の注意】

汚染容器・包装 使い終わった容器は、よく洗ってから処理する。

内容物/容器の廃棄においては、関連法並びに地方自治体の基準に従うこと。

14.【輸送上の注意】

国際規制	
海上規制情報	IMOの規定に従う
UN No.	UN1791
Proper Shipping Name	次亜塩素酸塩(水溶液)
Class	8
Packing Group	Ⅲ
Marine Pollutant	非該当
MARPOLによるばら積み輸送される液体物質	該当(Y類)
航空規制情報	ICAO、IATAの規定に従う
UN No.	UN1791
Proper Shipping Name	次亜塩素酸塩(水溶液)
Class	8
Packing Group	Ⅲ
積載情報	ICAO、IATAの規定に従う
国内規制	
陸上規制情報	特段の規制はない
海上規制情報	船舶安全法、港則法の規定に従う
国連番号	UN1791
品名(国連輸送名)	次亜塩素酸塩(水溶液)
国連分類(輸送における危険有害性クラス)	8
容器等級	Ⅲ
海洋汚染物質	非該当
ばら積み有害液体物質輸送	該当(Y類)

航空規制情報	航空法の規定に従う
国連番号	UN1791
品名(国連輸送名)	次亜塩素酸塩(水溶液)
国連分類(輸送における危険有害性クラス)	8
容器等級	Ⅲ
積載情報	航空法の規定に従う
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	腐食性が強いので、運搬容器および移液設備(配管、弁、ポンプなど)は耐食性のあるものを使用する。 分解しやすいので、遠距離輸送はなるべく避けた方が良い。直射日光下の輸送は、温度上昇によって分解が促進されるので好ましくない。 酸と接触すると分解して塩素ガスを放出するので、小型容器詰めのものとの混載は避ける。 専用容器を他の物質と共同してはならない。 小型容器で輸送する場合、栓(ガス抜き栓)部分を上にして積載する。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。 輸送車両、船舶に備えるべき防災機材のほか防毒マスク等の保護具、災害防止薬剤を積載すると共に、表示、警戒票等を点検、確認する。 輸送時にイエローカードを携帯する。
緊急時応急措置指針番号	154

15.【適用法令】

港則法	その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
船舶安全法	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項(2)キャッチオール規制
海洋汚染防止法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101)
食品衛生法	人の健康を損なうおそれのない添加物(第12条、別表第1) 指定添加物(用途:製造用剤)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)	特別管理産業廃棄物(施行令第2条の4)
労働安全衛生法	表示対象物質 非該当 通知対象物質 非該当 リスクアセスメント対象物質 非該当 皮膚等障害化学物質 該当

16.【その他の情報】

記載内容の問い合わせ先	アルタン株式会社
住所	東京都大田区東糀谷3-11-10
担当部門	マーケティング室
電話番号	03-3743-5705
FAX番号	03-3743-5706

改訂履歴

作成	2006年11月6日
改訂	2012年9月20日
改訂	2016年6月9日
改訂	2021年9月10日
改訂	2022年4月8日
最終改訂	2024年4月17日

注意

- ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
- ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
- ・注意事項は通常の取扱いを対象としたものですが、特別な取扱いをする場合には、新たな用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
- ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。
- ・ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。